

常設委員会及び特別委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第44条第 4 項及び第49条第 2 項の規定に基づき、常設委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 常 設 委 員 会

(種類及び所掌事項)

第 2 条 常設委員会（以下「委員会」という。）の種類及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 自主規制委員会

- ① 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する事項
- ② 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に係る自主規制規則に関する事項
- ③ 制裁規程に関する事項
- ④ 苦情処理規則及び紛争処理規程に関する事項
- ⑤ 会員の情報開示（ディスクロージャー）に関する事項
- ⑥ 会員等の外務員の登録等に関する規則に関する事項
- ⑦ 会員に対する監査に関する事項
- ⑧ 会員の会計処理に関する事項
- ⑨ 会員の商品取引責任準備金に関する事項
- ⑩ 会員の商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に係る事項

(2) 総務委員会

- ① 定款その他諸規則等に関する事項（他の委員会の所掌に属することを除く。）
- ② 会員役員を選出に関する事項
- ③ 本会の組織に関する事項
- ④ 本会の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- ⑤ 本会の入会金及び会費に関する事項
- ⑥ 本会の経理処理に関する事項
- ⑦ 本会の広報に関する事項
- ⑧ 会員の役員及び使用人の研修に関する事項
- ⑨ その他本会の運営に関し他の委員会の所掌に属しない事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、会員理事、会員の役員及び使用人並びに商品デリバティブ取引について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから選任する委員をもって構成する。ただし、自主規制委員会の委員については、会員外の者から選任する委員が委員総数の過半数を占めなければならない。

2 委員会の委員の総数及び内訳は別表のとおりとする。

3 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

4 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項に関する委員会の審議結果を理事会に報告す

る。

- 5 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員長は、理事のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、辞任又はその任期が満了した後においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。
- 7 委員の報酬については、理事会の議決により定める。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(書面等による委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることによって、委員会の議決に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合における議決について準用する。

(会長等の出席)

第8条 会長及び副会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を経て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その所掌事項の一部の審議をこれに行わせることができる。

- 2 小委員会の委員は、その委員会の委員、会員の役職員又は学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 小委員会の委員長は、その委員会の委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

4 小委員会の委員長は、会議の議長となり、小委員会の審議結果を委員会に報告する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第7条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

第3章 特別委員会

(構成)

第12条 特別委員会は、会員理事、会員の役職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第13条 第4条(第4項及び第6項(委員の任期が満了した場合に限る。))を除く。)の規定は、特別委員会の委員について準用する。

2 特別委員会の委員の数及び任期は、理事会の議決により定める。

(規定の準用)

第14条 第3条第3項から第5項まで及び第5条から第11条までの規定は、特別委員会について準用する。

附 則

1 この規則は、定款変更の施行の日(平成11年4月1日)から施行する。

2 この規則の制定後最初に選任される委員の任期については、第4条第4項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第2号⑤及び第3号①を改正。

附 則

この改正は、平成20年11月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第4項別表を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条を改正、第2条第1号及び第4号、第5号を削除し、第3号を改正し第1号へ繰り上げ、第2号を改正。
2. 第3条第1項及び第3項を削除し、第4項及び第5項を改正し、第2項を第1項、第4項を第2項、第5項を第3項、第6項を第4項、第7項を第5項へ繰り上げ。
3. 第10条第2項を改正。
4. 第12条を削除、第13条を改正し第12条へ、第14条を第13条へ、第15条を改正し第14条へ繰り上げ。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。ただし、第4条第5項の規定については、平成24年7月26日以降施行日までの間に補欠又は増員により委嘱された委員に適用する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2条第1号⑥を改正し、⑨及び⑩を新設、第2号⑤を削除し、⑥から⑨を⑤から⑧に繰り上げ。
2. 第3条第1項及び第13条第1項を改正。
3. 第4条第4項を改正、第5項及び第6項を第6項及び第7項に繰り下げて第5項を新設。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第2条第2号②から⑧を③から⑨に繰り下げ、②を新設。

【別 表】

委員会名	委員の総数	内、会員外
自主規制委員会	7名以上 13名以内	過半数
総務委員会	9名以上 15名以内	3名以内